

太田市私立幼稚園・認定こども園協会研修会等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太田市私立幼稚園・認定こども園協会（以下「協会」という。）が幼稚園教育等の充実を図ることを目的に実施する各種研修会及びその他の事業に対し太田市私立幼稚園・認定こども園協会研修会等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象となる事業)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 協会が主催する各種研修会等
- (2) 各都道府県教育委員会、各市町村教育委員会又は全日本私立幼稚園連合会若しくはこれを組織する都道府県私立幼稚園団体が主催する各種研修会等への参加
- (3) 協会が市民を対象に実施する啓発事業
- (4) 園児を対象とした賠償責任保険への加入
- (5) その他協会の運営に必要な事業

(交付の対象となる経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、前条の事業を実施するために要する報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、備品購入費とする。

(交付金額の算定基準)

第4条 補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費の2分の1以内とし、予算の範囲内をもって補助するものとする。

(交付手続)

第5条 交付に関する手続は、規則によるものとし、次の各号の申請書等に係る添付書類は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等交付申請書の添付書類
 - ア 補助事業計画書（様式第1号）
- (2) 補助事業等実績報告書の添付書類
 - ア 収支決算（見込）書（様式第2号）
 - イ 総会資料（当該年度の決算報告、次年度の予算案がわかるもの）
- (3) 補助金等概算払請求書の添付書類
 - ア 補助金概算払請求理由書・使途計画書

(補助金の返還等)

第6条 市長は、剰余金が生じた場合は、返還を求めることができる。

(書類の整備等)

第7条 補助金の交付を受けた協会は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出について証拠書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた協会については、第7条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。